

学校法人 ノートルダム女学院

## 寄 附 行 為

# (1) 学校法人 ノートルダム女学院寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人ノートルダム女学院と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市左京区下鴨南野々神町1番地に置く。

## 第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、設立母体であるノートルダム教育修道女会から受け継いだ教育理念を建学の土台として学校教育にあたる。すなわち、イエス・キリストの福音に基づいて、神に創造された児童・生徒・学生一人一人の個性と尊厳を信じ、彼らの可能性が完全に開花され、平和な人類社会の発展と環境保全をふくむ地球的諸課題の解決に貢献する力をつけることを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

(1) 京都ノートルダム女子大学

大学院 人間文化研究科 心理学研究科

国際言語文化学部 英語英文学科 国際日本文化学科

心理学部 心理学科

現代人間学部 生活環境学科 心理学科 こども教育学科

(2) ノートルダム女学院高等学校 全日制課程 普通科

(3) ノートルダム女学院中学校

(4) ノートルダム学院小学校

## 第3章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 13名

(2) 監 事 2名

2. 理事のうち1名は理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都ノートルダム女子大学学長、ノートルダム女学院高等学校長及びノートルダム学院小学校長。
  - (2) 宗教法人カトリックノートルダム教育修道女会が推薦する者のうちから理事会において選任された者2名。
  - (3) 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者4名。
  - (4) 学識経験者のうちから理事会において選任された者4名。
2. 前項第1号及び第3号に規定する理事は、学長、校長、又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。

#### (監事の選任)

- 第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

#### (役員任期)

- 第8条 役員（第6条第1項第(1)号に掲げる理事は除く。以下この条において同じ）の任期は3年とする。
- 但し欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は再任されることができる。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあっては、その職務を含む）を行う。

#### (役員補充)

- 第9条 理事又は監事のうち、その定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

#### (役員解任及び退任)

- 第10条 役員が法令又はこの寄附行為の規定に違反し、若しくは役員としてその職務上の義務を著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったときは、理事会の2/3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
2. 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
  - (2) 辞任。
  - (3) 死亡。
  - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

#### (理事長の職務と代理等)

- 第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又その職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第13条 監事の職務は、次の通りとする。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
  3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第14条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は理事長が招集する。
4. 理事会に議長を置き理事長をもってあてる。
5. 理事会招集の通知は、会議の7日前までに日時場所及び会議に付すべき事項を示して発しなければならない。
6. 理事長は、理事の1/3以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内にこれを招集しな

- なければならない。
7. 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は出席理事の互選によって定める。
  8. 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
  9. 理事会は、理事の定員の 2/3 以上の出席がなければその議事を開き議決することができない。
  10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
  11. 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  12. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### (議事録の作成)

- 第15条 理事会の議事については議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、開会の日時、場所、出席理事、欠席理事の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印するものとする。
  3. 議事録は、常に事務所に備え置かなければならない。
  4. 利益相反取引に関する承認に関する決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

#### (評議員会)

- 第16条 この法人に、評議員会を置く。
2. 評議員会は27名をもって組織する。
  3. 評議員会は理事長が招集する。
  4. 評議員会の招集通知は、会議の日の7日前までに日時場所及び会議に付すべき事項を示して発しなければならない。
  5. 評議員会は議長を置き（会議の都度）評議員の互選で定める。
  6. 理事長は評議員総数の 1/3 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
  7. 理事長が前項の規定による招集をしない場合には評議員の過半数が連名で招集することができる。
  8. 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決すること

ができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

9. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

11. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができない。

#### (議事録の作成)

第17条 第15条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

#### (議決事項)

第18条 第30条に規定する場合のほか次に掲げる事項については評議員会の議決を要する。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 事業に関する中期的な計画
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定

#### (諮問事項)

第19条 次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附金募集に関する事項
- (2) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) その他学校法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

#### (評議員会の職務)

第20条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第21条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む）のうちから理事会において選任された者10名。
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任された者6名。
  - (3) この法人に関係のある学識経験者で理事会において選任された者11名。
2. 前項第(1)号に規定する評議員はこの法人の職員を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第22条 評議員の任期は3年とする。

- 但し欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 評議員は再任されることができる。
  3. 評議員はその任期満了の後も後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の2/3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 評議員は次ぎの事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。

## 第5章 役員損害賠償責任

(役員がこの法人に対する損害賠償責任)

第24条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2. 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第25条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度

として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 第24条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金130万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律の規程に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第27条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は、これに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経常に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産その他基本財産以外の財産とする。
4. 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第30条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを消費し、又は担保に供してはならない。

但しこの法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは理事会において2/3以上の議決を経てその一部に限り処分することができる。

(現金の保管)

第31条 運用財産のうち現金は確実な銀行に預け入れ、理事長が保管する。



(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は予備金、運用財産中の授業料、入学金、受験料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は学校法人会計基準に従って処理するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長においてこれを編成し、理事会において2/3以上の議決を経なければならない。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の2/3以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 決算は毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(資産の総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2ヶ月以内に登記しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）及び事業報告書を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの

利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1. 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
2. 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
3. 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
4. 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7章 解 散

(解 散)

- 第41条 この法人は私立学校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる事由に因るほか理事会において理事の2/3以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。
2. 前項の事由に因る解散は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
  3. 目的たる事業の成功の不能に因る解散は、理事会において理事の2/3以上の議決を経なければならない。
  4. 前項の事由による解散は文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第42条 解散（合併又は破産に因る解散を除く）した場合における残余財産は理事会において理事の2/3以上の議決によって選定された学校法人又は教育事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

- 第43条 合併しようとするときは理事会において理事の2/3以上の議決を経なければならない。
2. 合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

## 第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事の2/3以上の議決を経なければならない。

2. 寄附行為の変更は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
3. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事の2/3以上の議決を得て文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は第33条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は学校法人ノートルダム女学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為についての細則その他学校経営に関する諸規程は理事会においてこれを定める。

## 附 則

1. この法人の設立当初の役員は次の通りとする。  
理事 シスター・M・ユージニア・レイカー  
シスター・M・アロウイン・ライナアト  
シスター・マリイポウル・ニイマン  
シスター・マガレット・シオダ  
シスター・アキコ・ゲマ・トオミ  
監事 ミカエル・マキロプ神父  
ベネディクト・トミザワ神父
2. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和26年12月22日）から施行する。
3. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和29年3月26日）から施行する。
4. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和36年3月10日）から施行する。
5. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和37年7月25日）から施行する。
6. この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和49年2月18日）から施行する。
7. この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成5年12月22日）から施行する。
8. この寄附行為は平成11年3月23日に文部大臣の認可をうけ、平成11年4月1日から施行する。
9. この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。
10. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。
11. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成15年3月31日）から施行する。
12. この寄附行為は平成16年10月5日から施行する。
13. この寄附行為は平成16年11月17日から施行する。
14. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成17年9月20日）から施行する。
15. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成18年3月22日）から施行する。
16. この寄附行為は平成18年4月1日から施行する。
17. この寄附行為は平成19年4月1日から施行する。
18. この寄附行為は平成20年2月26日に文部科学大臣の認可をうけ、平成20年4月1日から施行する。
19. この寄附行為は平成25年3月26日から施行する。
20. この寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成28年8月31日）から施行する。
21. この寄附行為は平成31年4月1日から施行する。
22. 令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年4月1日から施行する。
23. この寄附行為は令和3年4月1日から施行する。